

平成28年度

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

契約監視委員会 活動のまとめ

平成29年8月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

契約監視委員会

## 目次

1. はじめに.....	2
2. 平成28年度の委員会の活動.....	2
3. 調達等合理化計画の点検の概要.....	2
(1)平成28年度終了後の自己評価の際の点検について	
(2)平成29年度計画策定時の点検について	
4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要	
(1)随意契約.....	3
(2)一者応札・一者応募及び2か年連続一者応札・応募.....	4
5. 平成29年度の委員会における審議の進め方について.....	4
別紙1:契約監視委員会構成員.....	6
別紙2:審議の経過.....	7
別紙3:議事要旨.....	8

## 1. はじめに

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成27年9月9日に、改組・設置された。

注:改組前の宇宙航空研究開発機構契約監視委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務として、設置されていた。

委員会は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が毎年度策定する調達等合理化計画(以下「計画」という。)について、計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準に従い機構における契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務としている。

本資料は、平成28年度に委員会が行った活動とその結果としての意見の概要をまとめたものである。

## 2. 平成28年度の委員会の活動

平成28年度においては、委員会を4回開催し、平成28年度終了後の計画の実施結果に関する機構の自己評価の点検及び平成29年度計画の策定の際の点検を行うとともに、平成28年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの契約について点検を行った。

## 3. 調達等合理化計画の点検の概要

### (1)平成28年度終了後の自己評価の際の点検について

平成28年9月8日及び平成28年12月19日に開催した委員会において、第1, 2四半期の計画の実施状況について報告を受けた。年度終了後、平成29年4月25日に開催した委員会において、平成28年度実施結果に関する機構の自己評価について説明を受け、点検を行った。特に問題となる自己評価結果はなかった。なお、随意契約については、引き続き厳格な運用を図り、真にやむを得ないものを除き、減

少に努めるよう提言した。

## (2) 平成29年度計画策定時の点検について

平成29年度計画については、平成29年6月19日に開催した委員会において、機構から平成28年度計画との相違点を中心に説明を受けたうえ、次の観点から点検を行った。特に問題となるものはなかった。

### ① 手続き面：

計画案の策定、公表等の手続きが、政府の要請文書（「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」（平成27年5月25日総務省行政管理局）に合致したものであるか並びに機構内の適正な策定手続き（立案手続き、契約審査委員会における審査、機構としての意思決定手続きの方法など）を行い、又は行うこととしているかどうか。

### ② 内容面：

計画案の内容が、政府の要請文書（上記①）に合致しているかどうか及び国立研究開発法人である機構の事務・事業の特性を踏まえ妥当な調達等合理化の計画となっているかどうか。

## 4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要

機構における随意契約、一者応札・応募などの契約については、機構の契約審査委員会において、全件、報告・審査が行われ、その後、同一の資料及び議事録を用いて、監事（委員会の委員）に説明があり、質問や追加の資料要求を行うなど必要なチェックを行っている。

この状況を踏まえ、年間4回開催した委員会においては、随意契約、一者応募・応札となった契約及び2か年連続一者応札・応募となった契約について、全対象案件から、契約金額などを考慮して点検対象を選定し、点検を行った。

### (1) 随意契約

平成28年度に締結した競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となるような契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、随意契約の根拠条項、必要条件、随意契約理由などの説明を受ける。
- ② 各委員と担当者の中で、質疑応答、意見交換を行う。
- ③ 問題となる事項があればそれを確認する。問題とは言えないまでも、今後の調達・契約に当たって改善を検討すべき事項、留意すべき事項などがあれば、それを確認する。

## (2) 一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札・応募

平成28年度契約のうち一者応札・一者応募となった契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約や一般的な機器や作業の契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となる契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、入札の概要(公告期間、競争参加資格、履行期間など)、仕様書の内容、予定価格、ヒアリング結果(仕様書を受領したが入札に参加しなかった者などへの不参加理由等のヒアリング)、今後の改善検討事項などの説明を受ける。
- ② 及び③は、随意契約の場合と同じ。

## 5. 平成29年度の委員会における審議の進め方について

平成29年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの個別契約について事後点検を行うとともに、平成29年度調達等合理化計画の実施結果に関する年度終了後の機構の自己評価について点検を行う。また、平成30年6月末までに策定する平成30年度調達等合理化計画の点検を行う。

なお、審議の方法については、今後も、機構の契約制度や個別案件

の審査の手続きのチェック及び調達等合理化計画の進捗状況の確認を主眼として、4半期に1回程度開催するとともに、引き続き契約の点検等を行う方法が適切かつ効果的であると考えます。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 大木 一夫 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 顧問

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

堀田 佳文 千葉大学法政経学部法政経学科 准教授

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

高橋 光政 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

大矢 和子 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

## 審議の経過

	開催日	主な議題
第1回	平成28年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度契約監視委員会活動のまとめ(案)の報告</li> <li>・関係法人の会社概要の報告</li> <li>・平成28年度調達等合理化計画の第1四半期実施状況の報告</li> <li>・平成28年度第1四半期に新規に締結した契約の点検</li> </ul>
第2回	平成28年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回契約監視委員会のフォローアップ</li> <li>・独自に取り組んでいる調達改革の改善内容の報告</li> <li>・平成28年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告</li> <li>・平成28年度第2四半期に新規に締結した契約の点検</li> </ul>
第3回	平成29年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回契約監視委員会のフォローアップ</li> <li>・平成28年度調達等合理化計画の実施結果に関する自己評価の点検</li> <li>・民間競争入札実施事業の契約に係る自己評価を行う際の意見聴取について</li> <li>・平成28年度第3四半期に新規に締結した契約の点検</li> </ul>
第4回	平成29年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回契約監視委員会のフォローアップ</li> <li>・平成29年度調達等合理化計画(案)の点検</li> <li>・平成28年度第4四半期に新規に締結した契約の点検</li> </ul>

平成28年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成28年9月8日(金)10:00~12:15
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、高橋委員、大矢委員  
(長沢委員は欠席)
4. 審議概要:
  - (1)平成27年度第4回契約監視委員会のフォローアップ  
事務局より、平成27年度第4回契約監視委員会議事要旨(案)について報告し、了承された。
  - (2)平成27年度国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 契約監視委員会活動のまとめ(案)の報告  
事務局より、平成27年度 契約監視委員会活動のまとめ(案)について報告し、了承された。
  - (3)関係法人の会社概要について  
事務局及び契約部より、平成27年第4回度契約監視委員会でのアクションアイテムである関係法人の会社概要について、機構との関係(取引額、売上高に占める割合、機構の出身者)、主な業務等について報告し、了承された。
  - (4)調達等合理化計画のフォローアップ  
契約部から、調達等合理化計画に基づく第1四半期分の契約実績について説明があった。  
なお、委員から、一者応札の中で履行可能な業者が事実上限定されている案件を無理に入札せず随意契約とできるよう平成26年度に規程等を改正したことについて、平成27年度は随意契約は増えたが一者応札は減ったところ、平成28年度第1四半期は随意契約とともに一者応札も増えており、データだけを見ると安易な運用と懸念されかねないことから、今一度規程等の運用について、随意契約の審査も精査しながら契約を実施するよう意見があった。
  - (5)平成28年度第1四半期に新規に締結した契約の点検  
平成28年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件

並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、一者応札・応募案件として対象となった企画競争(別紙の③)は、公募により研究内容など提案された企画の中から採択されたものを選定し、提案の企画が選定された後の契約手続きでは応募が一者しかない一者応札の扱いとされているもので、実質的な競争は働いているため、取扱いについて、次回の委員会で報告することとなった。

また、一者応札・応募の契約案件の一つ(別紙の⑤)について、前回26～27年度の契約金額と今回28～29年度の契約金額の差が大きいため、要因や項目等金額差について、次回の委員会で報告することとなった。

#### (6)その他

次回の第2回契約監視委員会は、12月19日に開催することとした。

以上

## 第1回 平成28年9月8日

競争性のない随意契約		2件	① 平成28年度 対NASA国際IP回線の調達 ② 平成28年度 スペースデブリ等の観測	
企画競争		1件	③ 小型JASMINE実現へ向けてのシステム検討	
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	1件	④ 平成28年度 宇宙食及び生活用品の搭載準備支援
		総合評価	2件	⑤ 平成28～29年度 地球観測衛星を用いた防災業務支援(防災利用実証実験) ⑥ 平成28～29年度 航空技術部門広報誌制作及びウェブサイト運用等広報業務支援
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

## ①平成28年度 対NASA国際IP回線の調達[随意契約]

本件はJEM、HTV等の運用管制業務で使用している国際IP回線の調達であるが、NASAと回線に関する調整に時間を要し、新規回線への切り替えを平成28年4月から7月へ4か月間延長することとなった。現行回線の利用を延長する場合の費用が新規回線敷設する場合より著しく安価で調達できることから、「著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき(契約事務実施要領第69条第1項(タ))」を適用して随意契約としたものであり、随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。なお、委員からNASAとの仕様調整等の不調により今回の契約が既存の回線を延長して調達を行うのであれば、当該根拠条項を適用することには違和感があり他の条項を適用すべきではないかとの意見があった。

## ②平成28年度 スペースデブリ等の観測[随意契約]

本件は観測設備を有している者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運

用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。委員から、スペースデブリとは衛星等の使い終わったものを指すが「飛翔体、航空機等」で読んでいるのか、又、本業務は観測であり製造技術又は運用技術とは異なるのではないかと質問が有り、当該根拠条項では宇宙に関係する事業で設備、技術を有するものが一に限定されている場合に適用していることが説明された。

### ③小型JASMINE実現へ向けてのシステム検討[一者応札・企画競争]

一者応札となった事由として、小型近赤外線位置天文衛星計画の実現に向けて共同研究内容を公募により募集し、外部有識者によって選定する企画競争であり、提案された企画の中から一番良いものを選定しているが、提案が選定された後の契約手続きでは競争相手が一者しか存在しないことから一者応札とカウントしていることが説明され、当該契約に関しては問題ないことが確認された。

なお委員からの指摘により、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」による随意契約の考え方や、複数者からの提案による企画競争の結果が一者応札と整理していることの取扱いを検討し、次回の委員会で報告することとされた。

### ④平成28年度 宇宙食及び生活用品の搭載準備支援[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、過去に仕様書を受領したが応札しなかった複数の企業からの聞き取り結果が示され、本業以外に人を割くことが難しいことや、国際的に取り決めている文書類の理解が必要など本業から大きく離れた専門性を有することなどが理由であるとの考察とともに、今後は専門用語を控えるよう仕様書の見直しや、入札に参加の可能性がある者に対して積極的に声掛けを行っていくなど説明され、問題ないことが確認された。

### ⑤平成28～29年度 地球観測衛星を用いた防災業務支援(防災利用実証実験) [一者応札・総合評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった企業からの聞き取り結果が示され、災害発生時の夜間・休日を含めた緊急観測対応に関しマンパワー不足やコスト高にあることなどが理由であるとの考察とともに、今後は参加者確認公募等の調達方式も検討するなど説明され、問題ないことが確認された。

なお、委員から、平成26～27年度に本契約と同種の契約を実施しているが、本契約の契約額はそれより大幅に増えており、その金額差について質問が有り、

緊急対応等の仕様の違いであると説明された。平成26～27年度の契約と比較・分析し、その結果を、次回の委員会で報告することとされた。

⑦ 平成28～29年度 航空技術部門広報誌制作及びウェブサイト運用等広報業務支援[一者応札・総合評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった企業からの聞き取り結果として、ウェブサイトの運用業務のために機構に常駐者を求めていることが示された。機構から特定の業者しか出来ない特殊な仕様内容はなく、前回及び前々回の同種契約の調達では入札に複数者が応札していることなど説明され、本契約については問題がないことが確認された。

なお、委員からITの活用等により、常駐の必要性は薄れているのではないかとの指摘があり、本業務における作業者の常駐の在り方について検討することとなった。

以上

平成28年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成28年12月19日(月)14:30~16:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、  
高橋委員、大矢委員
4. 審議概要:
  - (1)平成28年度第1回契約監視委員会のフォローアップ  
事務局より、平成28年度第1回契約監視委員会議事要旨について報告し、了承された。
  - (2)JAXAが独自に取り組んでいる調達改革の改善内容とその状況報告  
契約部より、平成27年度第3回契約監視委員会でのアクションアイテムであるJAXAが独自に取り組んでいる調達改革の改善内容とその状況について報告し、了承された。
  - (3)公募に基づく共同研究契約に係る応募者数の取扱いについて  
契約部より、平成28年度第1回契約監視委員会でのアクションアイテムである公募に基づく共同研究契約において、複数者からの提案による企画競争の結果が一者応札と整理されていることの取扱いについて、公募の応募者数で契約を整理することをルールに明記、周知を図ることを報告し、了承された。
  - (4)「平成28~29年度 地球観測衛星を用いた防災業務支援(防災利用実証実験)」の契約における過去の契約との契約額の比較・分析の結果報告  
契約部より、平成28年度第1回契約監視委員会でのアクションアイテムである「平成28~29年度 地球観測衛星を用いた防災業務支援(防災利用実証実験)」の契約について、本契約が平成26~27年度の同種の契約より契約額が増えていることによる両契約の金額差の質問に対し、本契約は、これまでJAXAが実施していた業務のアウトソーシング化による追加や災害対応業務の365日フルタイム化に伴う人工数の増加など契約額の比較・分析の結果を報告し、了承された。
  - (5)調達等合理化計画のフォローアップ  
契約部から、調達等合理化計画に基づく第2四半期までの契約実績について

説明があった。

なお、委員から、第2四半期までの実績で前年度との比較では、一者応札の割合は減少しているものの随意契約の割合は増加していることから、随意契約に対し、競争性を高める調達の実力を引き続き行う、また、価格交渉力を高めて安く出来るものは出来る限り安く調達するよう意見があった。

(6)平成28年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

平成28年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、関係法人との随意契約案件(別紙の②)について、当該契約の履行にはデータ解析等業務に関する技術情報を有することを必要要件としているが、当該業務を始めた当時の経緯について、次回の委員会で報告することとなった。

(7)その他

次回の第3回契約監視委員会は、平成29年4月25日に開催することとした。

以上

## 第2回 平成28年12月19日

競争性のない随意契約		2件	① 革新的実証衛星プログラム搭載 軽量太陽電池パドル機構の開発(その2) ② 森林変化検出データの解析支援(その1)	
企画競争		0件		
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	4件	③ 種子島LE-7燃焼試験設備 エアホイスド設備の改修 ④ 空力技術研究ユニット業務用サーバ運用管理(平成28年度) ⑤ 平成28年度情報技術の市場動向および技術動向に関する情報提供サービス ⑥ 小型定点黒体炉(銀点)の購入
		総合評価	0件	
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

① 革新的実証衛星プログラム搭載 軽量太陽電池パドル機構の開発(その2)[随意契約]

本件は衛星技術／競争力向上、イノベーション創出、宇宙産業活性化に資する可能性のあるテーマに対して軌道上実証機会を提供するのが目的のプログラムの公募に、応募し選ばれたテーマに基づく開発であり、当該開発に当たって必要な薄膜太陽電池搭載軽量パドル機構の設計情報を有している者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、開発に必要な技術を有する業者について、当該開発の元となる契約においてはどのように業者の選定をしたのかと質問が有り、技術提案方式の企画競争で選定されたことが説明された。

② 森林変化検出データの解析支援(その1)[随意契約]

本件はJICAより受託し、JAXAが管理するALOS解析研究システム(AGAP)の解析ツールをJICAの管理する森林変化検出システムへ移植し同様の解析・検証業務を行うものである。AGAPは当該業者が開発したものであり、既存データベース及び解析ツールに関する技術情報を有している者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。委員から、JAXAよりAGAPの開発を委託された当該業者が技術情報を有している経緯について質問があり、次の委員会では報告することとされた。

③ 種子島LE-7燃焼試験設備 エアホイスド設備の改修[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、一般的な設備改修であるものの、設備はロケットエンジンの燃焼試験設備であることなど現地の状況を把握・理解することが重要であるが、種子島での作業や吊り上げの対象物がロケットエンジンということが業者にとって入札の参入を躊躇するハードルになったことの考察とともに、クレーンの納入業者など入札参加の可能性のある者を調査し、入札へ呼び込むように取り組んでいくことなど説明され、問題がないことが確認された。

④ 空力技術研究ユニット業務用サーバ運用管理(平成28年度)[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、作業の開始時期が9月からであり、年間を通しての作業者の確保が困難であることなどが理由であるとの考察とともに、今後は人員確保の観点から4月から作業期間を開始できるように準備を進めることや、作業者の資格要件の見直し、さらには昨年度以前の入札には複数者の応札があったことから引き続き、参加の可能性のある者に対して積極的に声掛けを行っていくことなど説明され、問題がないことが確認された。委員から、作業者の常駐条件について、サーバの運用管理を外部からのリモート監視にすることはセキュリティ上に問題が生じることは理解したが、今後もセキュリティ対応も含め、業務の全体的な在り方について検討を続けるよう意見があった。

⑤ 平成28年度情報技術の市場動向および技術動向に関する情報提供サービス  
[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、IT情報提供サービスには範囲・情報量に大きな差があるため、国等の政府関係機関や海外の宇宙機関が利用している米国の企業が提供するサービスを参考に調達仕様書を作成したことなどが理由であるとの考察とともに、今後はJAXAの要求を満たすサービスの提供業者が他に存在するかどうか改めて調査した上で、入札に参加の可能性がある者に対して積極的に声掛けを行っていくことなど説明され、問題がないことが確認された。なお、委員から、調達の仕様要求条件については、必要な情報提供が出来る業者が一者しかないことから随意契約となりかねないので、仕様書の作成において一つの業者に偏らないよう慎重に取り扱うようとの意見があった。

⑥ 小型定点黒体炉(銀点)の購入[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、人工衛星に搭載する光学センサー用の校正に使用する黒体炉はJAXAでの用途から国内の製造メーカーは一者に限定される。海外にも製造メーカーはあることから代理店を介しての応札の可能性を考慮し入札を行ったが、国内メーカーの出荷台数もわずかな日本国内の市場状況から入札への参入を検討しなかったのではないかととの考察とともに、JAXAの要求を満たす海外製品が他に存在するかどうか改めて調査した上で、入札に参加の可能性がある者に対して積極的に声掛けを行っていくこと、製品がない場合は随意契約も検討するなど説明され、問題がないことが確認された。

以上

平成28年度第3回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成29年4月25日(火)13:30~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、  
高橋委員、大矢委員
4. 審議概要:
  - (1)平成28年度第2回契約監視委員会のフォローアップ  
事務局より、平成28年度第2回契約監視委員会議事要旨について報告し、了承された。
  - (2)「森林変化検出データの解析支援(その1)」の契約の前提となる、AGAPの開発を委託された当該業者が技術情報を有している経緯についての報告  
契約部より、平成28年度第2回契約監視委員会でのアクションアイテムである「森林変化検出データの解析支援(その1)」の契約について、本契約が随意契約となる根拠である※AGAPに関する技術情報を有している経緯の質問に対し、当該業者が過去の「AGAPシステムの運用業務」にかかる契約への対応として受注を有利に進めるために自らの資金負担で管理・運用プログラム(AGAP内で、解析プログラムを制御するためのもの)の開発を行ってきたものであることを報告し、了承された。  
※AGAP=ALOS, ALOS-2解析研究システム(ALOS等の受信データを解析し、高次データに変換するためのシステム)。
  - (3)平成28年度調達等合理化計画の自己評価の点検  
契約部より、平成28年度調達等合理化計画の自己評価について説明があり、特に問題となる自己評価結果はなかった。  
なお、委員から、随意契約等の状況について、平成27年度と平成28年度を比較した結果、随意契約率の増加の大きな要因の一つに打上輸送サービスの契約が影響していることを自己評価に付記したほうが良いとの意見、及び随意契約については、引き続き厳格な運用を図り、真にやむを得ないものを除き、減少に努めるよう意見があった。

(4) 民間競争入札(市場化テスト)実施事業(広報普及支援業務)の契約に係る自己評価について(意見聴取)

契約部より、閣議決定により決定された平成27年4月1日から平成30年3月31日を対象とした広報普及支援業務の契約について、官民競争入札等監理委員会が定める「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、平成29年3月末時点の自己評価を行う際に外部有識者の意見を聴くため、経緯や自己評価の際の評価方法等の説明があった。

自己評価における評価方法について、特に問題となる事項はなかった。

(5) 平成28年度第3四半期に新規に締結した契約の点検

平成28年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(6) その他

次回の第4回契約監視委員会は、平成29年6月19日に開催することとした。

以上

## 第3回 平成29年4月25日

競争性のない随意契約		1件	① H3ロケット射点設備の整備(そのア)	
企画競争		1件	② 小型月着陸実証機「SLIM」航法カメラの開発	
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	3件	③ 筑波宇宙センター厚生棟レストルーム新築・リニューアルその他工事(H28) ④ 革新的FPGA軌道上実証器(EM)の開発 ⑤ 平成28年度 挙動監視型ウィルス対策システムに関するライセンスの購入
		総合評価	0件	
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

## ① H3ロケット射点設備の整備(そのア)[随意契約]

本件は2020年度に打ち上げを予定している新規開発のH3ロケットで使用する移動発射台等の設備(新規)の開発及び既存の射座、冷却水供給設備等の設備の改修の作業を実施するものである。当該作業に当たって必要なH3ロケットとの設計インターフェースに関する製造技術や既存設備に関する製造技術及び運用技術を有している者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

委員から、海外の宇宙開発機関の射点設備に関して整備状況や予算等について契約の目安となるよう比較しているかとの質問があり、当該機関の動向を把握し、それらより既存の設備を活用するなどして低コストで整備を行っていることが説明された。

② 小型月着陸実証機「SLIM」航法カメラの開発[一者応札・企画競争]

一者応札となった事由として、月面への高精度着陸に必要な高信頼かつ重量制約を満足する航法カメラシステムを開発するため、カメラ・光学機器システムとしての開発能力を有する者を求め公募を行ったが、開発能力を持つ2者は説明会に参加したものの、その内の応札しなかった1者について履行期限までの間に当該業務のための技術者を当てることが困難との理由、及び今後は想定業者の対応可能な状況の確認を行い、プロジェクト全体のスケジュール維持を前提とした調達スケジュールの調整を行うなどの説明がなされ、問題ないことが確認された。

③ 筑波宇宙センター厚生棟レストルーム新築・リニューアルその他工事(H28)  
[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、設計図や仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、協力業者(下請け)が繁忙で手配や見積協力が不可能であることや、別工事と重複し対応できないなどの理由、及び建設業は現在買い手(業者)市場の状況にあり人手や業者の不足の影響があることの考察とともに、一般的な設備工事で公告期間も十分な期間も設けており、他の同種の工事契約では複数者の応札もあり今回は想定外の結果であったとの説明がなされ、問題ないことが確認された。

④ 革新的FPGA軌道上実証器(EM)の開発[一者応札・価格評価方式]

本件は公募により選定された小型技術実証衛星1号機を使用して行う実証テーマの一つである革新的※FPGAをカメラ部品として組み込み、宇宙環境下で動作実証を行うための開発である。一者応札となった事由として、最先端の宇宙用FPGAを使用しての開発であること、FPGA回路書込みツールが非常に高額であることなどの考察が示され、問題ないことが確認された。

※FPGA＝製造後に購入者や設計者が構成を設定できる(プログラム可能な)集積回路。特定用途向け集積回路ASICに比べ、エンジニアリングコストを抑えられるのが利点。革新的FPGAは放射線ソフトエラーの発生率が小さく、高信頼性、低消費電力化、小型化が期待出来るFPGAである。

⑤ 平成28年度 挙動監視型ウィルス対策システムに関するライセンスの購入  
[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、前回の落札に至る金額での入札が難しいと判断したなどの理由とともに、海外にある当該システムの製造メーカーからのライセンスの

調達(売買)は、日本で独占販売としている代理店はなく競争は可能であったが、取引実績のある業者はそれほど多くないため、製造メーカーとの取引に強い業者との競争が働きにくい環境にあったことの考察が示され、問題ないことが確認された。

なお、委員から、当該システムの機器換装となる平成29年度の契約については、本ライセンスのシステムに限定せず、他のライセンスのシステムも含め機器の調達は広く入札を行うのかとの質問があり、その予定であることが説明された。

以上

平成28年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成29年6月19日(月)13:30～15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、高橋委員、大矢委員  
(長沢委員は欠席)
4. 審議概要:
  - (1)平成28年度第3回契約監視委員会のフォローアップ  
事務局より、平成28年度第3回契約監視委員会議事要旨について報告し、了承された。
  - (2)平成28年度調達等合理化計画の自己評価について(前回点検後の現況報告)  
契約部より、平成28年度調達等合理化計画の自己評価について、前回委員会での点検後に確定した契約件数・金額の割合等の数値など修正点の報告及び分析結果の説明があり、特に問題となる自己評価結果はなかった。  
なお、委員から、数値の取り方によっては評価内容が異なるので留意するよう意見があった。
  - (3)平成29年度調達等合理化計画の点検  
契約部より、平成29年度調達等合理化計画について、前年度計画との比較による変更点を中心に説明があり、特に問題となる事項はなく了承された。  
なお、委員から、重点的に取り組む分野及び取組内容の「物品・役務の合理的調達に関する取組内容」について、表現の一部が分かり難いからブラッシュアップしたほうが良いとの意見、及び推進体制について、昨年度と同様に契約審査委員会の構成が分かるよう構成員を記述したほうが良いとの意見があり、記述することとした。
  - (4)平成28年度第4四半期に新規に締結した契約の点検  
平成28年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)  
なお、件名が二年連続同じで且つ契約相手が同じ場合の、連続して一者応札

の契約について、2 か年連続して一者応札・応募として取扱っているが、取扱い要件を整理して次回の委員会で報告することとなった。

(5)その他

次回の平成29年度第1回契約監視委員会は、平成29年9月に開催することとした。

以上

## 第4回 平成29年6月19日

競争性のない随意契約		2件	① スペースデブリ観測レーダ 送受信モジュールの購入 ② 技術実証用ターボファンエンジンの製作	
企画競争		0件		
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	4件	③ 筑波宇宙センター常用発電機の整備(H28) ④ 筑波宇宙センター磁気試験場他3件加湿器交換作業 ⑤ 環状燃焼試験設備の改修(その2のア)高圧圧縮機出口配管の変更 ⑥ 環状燃焼試験設備の改修(その2のウ)屋外配管高温化対応
		総合評価	0件	
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

## ① スペースデブリ観測レーダ 送受信モジュールの購入[随意契約]

本件は岡山県北部に設置されたスペースデブリ(地球周りの宇宙空間に存在するゴミ)の観測のためのレーダ用送受信モジュールを購入するものである。

当該レーダは平成28年度までレーダを含む観測設備を有していた者から平成29年4月1日にJAXAへ移管されることに伴い、レーダの補修を目的として送受信モジュールが必要となった。同モジュールの生産は製造メーカーで終了しているため、新たに製造メーカーに生産を依頼し購入する費用より、平成28年度まで観測設備を有していた者が自らでレーダの補修用のストックとして保有していたモジュールを購入するほうが著しく安価で調達できることから、「時価に比べ著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき(契約事務実施要領第69条第1項(タ))」を適用し随意契約としたものであり、随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

② 技術実証用ターボファンエンジンの製作[随意契約]

本件は国家戦略上重要な基幹技術の推進として社会からの要請に応える研究開発の一つである航空エンジンの国際競争力強化のため、JAXAにおいて開発中のファンやタービンなどエンジンの各要素の技術実証にテストベットとして使用する純国産のターボファンエンジンを調達するものである。当該調達に当たってエンジン開発のノウハウ・技術情報蓄積のためには日本で開発された航空エンジンが必要であり、導入・利用できる唯一のエンジン製作の技術・権利を有する者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

③ 筑波宇宙センター常用発電機の整備(H28)[一者応札・価格評価方式]

本件は筑波宇宙センターの特高受変電設備、中央監視設備の整備において、一つの契約にまとめず専門工事毎に調達を行うために、電気設備の改修工事、防音構造物の整備工事、都市ガス配管敷設工事と共に4分割した契約の一つである。

一者応札となった事由として、入札説明会には2者が参加したものの、その内の応札しなかった一者について製作納期が間に合わないとの理由が示された。製作納期については別のセンターで契約した常用発電機の整備と同期間であることから納期条件に無理はなかったことの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から契約を分割した結果について質問が有り、本件の場合は一者応札ではあったが、入札説明会に参加した者がいたことから落札金額において競争効果があったこと、他の工事契約の入札でも複数者の応札があったことから競争効果があったことが説明された。

④ 筑波宇宙センター磁気試験場他3件加湿器交換作業[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書や図面を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、協力業者(下請け)が繁忙で手配や作業員の確保が困難であること、別工事と重複し対応できないなどの理由、及び人手や業者の不足の影響があることの考察とともに、一般的な業務用加湿器の更新等で特殊な仕様条件は行っておらず、過去の同様の契約では複数者の応札もあり今回は想定外の結果であったとの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から発注時期を繰り上げるなど年度末を納期としても作業期間に余裕を持たせるなどして、工事関係業者が人手不足の理由により入札へ参加しなくても出来ない事情に配慮しながら調達を行っていくよう意見があった。

- ⑤ 環状燃焼試験設備の改修(その2のア)高圧圧縮機出口配管の変更
- ⑥ 環状燃焼試験設備の改修(その2のウ)屋外配管高温化対応

[二年連続一者応札・価格評価方式]

本件は航空エンジンの高圧環境を模擬したコアエンジンの実証試験を地上で実施するため、既存の環状燃焼試験設備の改修を行うものである。設備の改修は平成27年度より(その1)として契約しており、平成28年度は設備の一部であるものの設備本体の製作者でなくても改修作業は出来る設備周りの屋内の配管箇所を(その2のア)、屋外の配管箇所を(その2のウ)として配管の特性に応じて改修作業の調達を分割し入札を実施した。

一者応札となった事由として、(その2のア)及び(その2のウ)とも件名(設備名)から既設設備の改修と思料し入札への参加を躊躇したとの考察とともに、件名について要求作業が誤解されることのないよう表記を行うこと、応札可能な業者への声掛けを行っていくことなど説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から、件名が二年連続同じで且つ契約相手が同じ場合、連続して一者応札の契約は二か年連続して一者応札・応募の契約として整理しているが、件名が同じでも調達の仕様に連続性はなく作業内容が前年度と全く別の内容である場合などは二年連続して一者応札・応募とするか等当該契約の取扱い要件を整理して、次回の委員会で報告することとなった。

以上